

第 66 回青森・岩手県境不法投棄現場の原状回復対策協議会の開催結果について（概要）

以下の事項について協議を行い、概ね原案どおり了承された。

1 報告事項

（1）県境不法投棄事案の教訓を後世に伝えるための検討ワーキングのこれまでの取組みと課題等について

- ・ワーキングでの検討状況、1月30日に開催された県境不法投棄事案の教訓と跡地利活用を考えるフォーラム（二戸市事業）を基に取りまとめたもの。
- ・原状回復の記録の保存や活用のあり方については、学習施設などを設置し、情報発信を行い、この事案を風化させないことが大切であること、本事案に係る経緯、不法投棄の防止対策、浄化技術等をわかりやすくとりまとめた資料を公開していくことが必要。
- ・跡地利用策については、ワーキングやフォーラムにおいて、活発に意見交換等されている。主な意見は、植樹をする、花畑にする、現地を会場にイベントを行う、エネルギー利用を行うなど、人が集まる場所、二戸市の産業振興につながる意見が多く出されている。
- ・今後の取組みとして、以下のような内容についてワーキングで取り組んでいく。
 - ① 県が作成していくデータベースについて、その内容が市民にわかりやすく、事案について網羅されたものであるかなどの視点で検討していくこと
 - ② 学習施設について、その事業主体、設置場所などについて検討していくこと
 - ③ 跡地利用策について引き続き多くのアイデアを募り、出されたアイデアの実施可能性を検討し、具体的な跡地利用方法のほか、その事業主体、運営費の確保策などについて検討していくこと
 - ④ これらの取組みについては、幅広い世代の二戸市民の意見を聴きながら進めていくこと

2 協議事項

（1）1,4-ジオキサン対策について

- ・場内地下水の一部から1,4ジオキサンが検出されたため、浄化を実施中。
- ・前回協議会以降、A B地区境界部の高濃度土壌の掘削除去、D地区への大型井戸の設置等対策を強化。
- ・地下水調査において、平成27年12月は42井戸中14井戸で基準超過しており、最大値はA地区1-⑤-ウの0.5mg/L（基準の10倍）。地区ごとにおける濃度推移では、A地区、B地区で高濃度が継続。
- ・A B地区境界部では高濃度土壌掘削除去の効果が確認されている。
- ・A地区西側では汚染土壌の存在が確認されたため、さらなる追加調査が必要。
- ・今後の対応として、以下①～③の対策を平成28年度に実施する。
 - ① A B地区境界部において南側では高濃度土壌の掘削除去、北側では追加調査を行い、集水横ボーリング等の対策を実施。
 - ② A地区西側で汚染範囲の特定の調査を行い、掘削除去等の必要な対策を実施。
 - ③ J地区北側で大型井戸（集水管）を設置。

（2）N地区汚染土壌対策について

- ・廃油入りドラム缶が投棄されたN地区において、揮発性有機化合物（VOC）が検出されたため浄化を実施中。
- ・地下水調査結果について、平成27年12月は7区画の基準超過であった。
- ・キャッピングシートを撤去した平成25年度以降、地下水とともに汚染物質が東側から西側に移動している状況と推定。
- ・今後の対応として、基準超過が継続している7区画において、土壌浄化（パワーブレンダーを用いたフェントン工等）の対策を実施する。

(3) 環境モニタリング結果について

- ・1,4-ジオキサンについて、重金属類、VOC等で基準超過が継続している井戸があるが、基本的に揚水して水処理していることから周辺への汚染拡散はないと考えている。
- ・平成28年度の環境モニタリングは、平成27年度と同様の地点、回数で調査を行う計画である。

(4) 平成28年度事業について

- ・(1)～(3)の事業の他、跡地整形業務において、地下水を西側県境部から東側に自然流出させるため、集水坑及び地中横断管の設置工事を実施する。

(5) 平成28年度協議会開催日程について

- ・平成28年度は3回の開催として、第67回：平成28年6月4日(土)、第68回：平成28年9月24日(土)、第69回：平成29年3月18日(土)に開催予定。
- ・なお、必要に応じて開催日の変更又は追加で開催することがある。